

自民党都連の国家予算・税制改正等要望聴取会に参加！ (平成 29 年度 国の予算・制度等に関する要望書提出)

東京ビル政連は、10月3日（月）、自由民主党東京都支部連合会の平成29年度 国家予算・税制改正等要望聴取会に参加し、国の予算・制度等に関する要望活動を行いました。

要望事項は、前年度からの引き続き事項のほか、ガイドラインの適用範囲の拡大による国立大学法人への通知、配偶者控除の反対、障がい者雇用支援策の一環として、ビルオーナーへの理解を深める制度の創設の検討を追加した。（別紙要望書参照）

中川雅治参議院議員からは、ガイドラインの徹底による品質向上を今後も進めるよう努力するという回答をいただいた。

また、石原宏高衆議院議員から障がい者雇用促進のための表彰制度等について、検討を重ねていきたいという回答をいただき聴取会は終了しました。

東京ビル政連ではこの後も、業界発展のため、着実に要望活動を続けて参ります。

(自民党東京都連出席者)

・役員

下村博文会長、井上信治政調会長、中川雅治副政調会長

・衆議院議員（敬称略、選挙区順）

辻清人、石原宏高、松本文明、秋元司、大西英男、小田原潔、前川恵

・参議院議員（敬称略、選挙区順）

朝日健太郎、山東昭子、自見はなこ、今井絵里子

(政連出席者)

佐藤理事長、榎本副理事長、横田幹事長、高安会計責任者、

坂野理事、前田理事、森屋理事、佐々木相談役、鷺見事務局長

平成 28 年 10 月 3 日

東京ビルメンテナンス政治連盟

平成 29 年度 国の予算・制度等に関する要望

1 公共建築物等の維持管理に関する要望事項

(1) ビルメンテナンス業務発注に関するガイドライン等について

昨年 6 月に厚生労働省から発せられた「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)は、品質重視の入札・契約制度への改革の重要な契機となっており、東京都においても確実に入札・契約制度の改革が進んでおりますが、その方向性を更に確実なものとするために、以下のとおり要望します。

ア 昨年の国土交通省からの回答によれば、国立大学法人は国立大学法人法施行令第 23 条により品確法の対象となるとのことですので、改めて各国立大学法人に品確法及びガイドラインの対象である旨を通知し、御指導いただきたい。

イ 国機関、地方公共団体、特殊法人等に対し、ガイドラインの趣旨が徹底されるよう指導いただきたい。また、本年 4 月、厚生労働省から都道府県・政令市・特別区に対し、建築物衛生行政の適正な運営に関する課長通知が発せられたが、今後も定期的にこうした通知を発し、指導を徹底していただきたい。

ウ 国土交通省、総務省及び財務省は、毎年度、入札契約適正化法、品確法に基づく公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況についての調査を行っておりますが、ビルメンテナンス業においても同様の調査を実施していただきたい。

エ 官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目に、(公社)全国ビルメンテナンス協会が認定する建築物清掃管理評価資格者(インスペクター)制度、エコチューニング認定制度に基づく資格者の配置や事業者認定を積極的に取り入れていただきたい。

オ 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 23 年)において、入札及び契約の内容の透明性を確保に関する事項として指名停止を受けた業者の公表が定められていますが、一部の国の機関では公表を行っていません。原則どおり指名停止業者名を公表していただくようお願いいたします。

(2) 市場化テスト(官民または民間競争入札)について

公共サービスの改革に関する法律が施行され 9 年が経過し、市場化テストも終了プロセス又は新プロセスへ移行する案件が増えてきていますが、一部の施設において、依然として課題が残っておりますので、以下のとおり要望します。

ア 市場化テスト対象案件であるにもかかわらず、第一次書類選考で書類が整っている業者を対象として価格のみの一般競争入札を実施している事例があります。例えば、国土交通省の国土技術政策総合研究所の施設管理(保全業務・警備業務)については、平成 28 年度から総合評価方式が取り入れられましたが、国土地理院については見直しが行われておりません。清掃・警備・設備管理等のような業務でも業者による品質の差は大きく、「競争参加者の提示する技術力等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度差異が生ずることが期待できる業務」(ガイドライン)に該当すると考えられますので、市場化テスト対象案件については総合評価落札方式の入札を実施していただきたい。

2 その他の制度改正

(1) 短時間労働者の社会保険適用の拡大について

短時間労働者に対する社会保険の適用については、本年10月から、501人以上の企業、勤務時間週20時間以上、月収8.8万円以上、雇用期間1年以上を対象に拡大されることとなります。

人手不足と人件費高騰が続く中で、事業主負担の更なる増大は、中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃します。また、週20時間以下勤務の短時間労働者の多くが望んでいないものでもあります。

以上から、これ以上の社会保険適用拡大に反対いたします。

(2) 配偶者控除の廃止について

政府において、平成29年1月に配偶者控除の廃止が検討されていますが、短時間労働者の多いビルメンテナンス企業にとって、人手不足と人件費の高騰に拍車がかかる状況となりますので、配偶者控除の廃止に反対いたします。

(3) 最低賃金の引き上げへの対応について

東京地方最低賃金審議会は、平成28年8月5日に今年度の東京都最低賃金を25円引き上げ、932円にする答申を行いました。最低賃金の発効時期は、毎年10月から11月であるため、引き上げ前の金額で人件費を積算した上で落札していた場合には、年度途中の改定により著しく経営を圧迫することとなります。

この点に関し、平成25年10月、厚生労働省労働基準局長通知において、「最低賃金額の訂正がありうることを考慮に入れた契約を行う等の発注時における特段の配慮」を各省庁、都道府県知事に通知しています。

ガイドラインにおいて「予定価格の適正な設定」が示されており、各行政機関、地方公共団体において、契約当初に最低賃金引き上げを見越した予定価格の設定が徹底されるよう指導を強めていただきたい。

(4) 障害者雇用への支援策について

平成26年4月から障害者雇用率が2.0に引き上げられ、対象企業は従業員56人以上から50人以上に引き下げられました。業界として障害者雇用率確保のために努めるのは当然ですが、障害者の雇用環境整備に対する支援策を一層拡充していただきたい。

また、ビルメンテナンス会社の障害者雇用が進まない一因として、ビルオーナーの理解が不足している現状がありますが、障害者を活用して当該ビルの清掃を行うビルメンテナンス業者に委託するビルオーナーに対し、国が特別に認証あるいは表彰する制度の創設を検討いただきたい。

(5) プール監視業務の警備業法上の取扱いについて

平成24年に、プール監視業務が警備業法上の監視業務と位置付けられて3年間が経過しましたが、未だに自治体等の発注者側に警備員教育に要する経費についての理解が十分とは言えません。

安全で安定したプール監視業務を行うため、警察庁及び関係省庁が、各自治体等の発注者側に、プール監視業務の位置づけや必要な予算確保について周知徹底を図っていただくとともに、適切な業者指導を進めていただきたい。

以上